

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 制度的保障（具体例を挙げて説明すること）
- (2) 国家補償の谷間に関する具体例とその法的問題

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

名古屋市生まれで日本国籍をもつXは、アメリカの大学院で物理学の博士号を取得し、1990年10月、アメリカでも有数の研究機関であるA研究所の研究者となった。Xは「超伝導」(*1)の分野で着実に研究業績を積み上げ、1996年1月には画期的な研究結果をまとめた論文が権威ある科学雑誌に掲載された(以下、「本件論文」という)。本件論文の発表によってXは「超伝導研究のホープ」として、研究者の間で広く知られるようになった。

しかし、1996年4月、本件論文をはじめとして、Xの複数の論文に実験データの改ざんが多数あることが明らかとなり、A研究所の内部調査において、Xがねつ造の事実を認めただので、1997年1月、A研究所はXを懲戒解雇した(以下、「本件事件」という)。本件事件は当時、アメリカ国内ではメディアで大きく取り上げられたが、日本では一部の週刊誌が小さな記事を掲載しただけで、新聞・テレビ・ラジオ等のメディアではとりあげられなかった。なお、アメリカのいくつかの大学院では現在でも、研究倫理を教える講義において、ケーススタディの素材の一つとして、本件事件を実名で取り上げている。

A研究所を解雇されたXは日本に帰国し、2000年からは札幌市内の大学受験予備校で物理の講師をしている。Xは2005年に結婚したが、妻に対しても本件事件のことを伝えておらず、Xの周囲に本件事件のことを知るものはいなかった。

2014年に日本国内でも、若手の研究者による論文ねつ造問題が起きると、科学ジャーナリストのYはアメリカで調査を行い、アメリカにおける論文ねつ造事件の実態とその原因の分析、そして、主要大学院における研究倫理の講義の実情に関するルポルタージュを執筆し、2014年11月に公刊した(以下、「本書」という)。本書の中で、C大学のD教授が研究倫理の講義の教材として、本件事件を取り上げていることが紹介されており、Xの実名と当時の肩書も明記されていた。問題の文章は、現地の新聞の記事を要約して本件事件の概要を紹介した上で、Yが聴講した際のDの講義内容を書きとめたものである。事件の概要の紹介は客観的なもので、Dの発言も本件事件を防ぐために何が必要であったかを述べたものであり、いずれも、Xを誹謗中傷する内容のものではなかった。

なお、本書の執筆・公刊にあたって、YがXに対して事前の承諾を求めた事実はない。

*1:超低温の世界では物質によっては電気抵抗がゼロになる現象。実用化されれば、送電の際の電気エネルギーの大量のロスが解消されるので、経済効果も大きく、地球温暖化防止にも役立つことが期待されている。

設問：XはYに対して損害賠償請求をしたいと考えている。Yによる憲法上の反論を踏まえて、Xの主張の妥当性を検討せよ。また、本件において、損害賠償が認められるか否かについて、自己の見解を述べよ。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

不動産の売買や土木建築工事の請負等を業とするA会社は、B県C市所在の土地を買い受けたところ、集中豪雨により同土地で土砂崩れが起き、流出した土砂により同土地内建物の一部が倒壊するなどの災害が発生した。B県知事は、2014年1月10日、宅地造成等規制法17条1項に基づき、土砂の流出防止や擁壁等の設置その他必要な改善措置の実施（履行期限2014年4月末日）を命じた（以下、「本件改善命令」という）が、A会社は、今回の災害は二度と起きないような規模であって、命令された措置はそもそも無用であると考え、それを実施しなかった。しかし、B県知事は、同土地では更なる土砂の流出等の災害発生のおそれが切迫し、改善措置の実施に緊急の必要があつて、行政代執行法所定の手続をとる暇がないとして、同年5月9日に戒告等の手続を経ないまま代執行に着手した。そして、B県知事は、同年10月8日、代執行に要した費用の徴収として、A会社に対し、同年10月30日までに約1000万円を納付するよう命じた（以下、「本件納付命令」という）。

設問：A会社は、本件改善命令がそもそも違法であるから、本件納付命令も当然違法であると考えている。A会社が取消訴訟を提起した場合、A会社の主張どおり本件納付命令が違法と評価されるか、自己の見解を含めて、論じなさい。

（参考）

宅地造成等規制法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

……

（宅地造成工事規制区域）

第3条 都道府県知事……は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長……の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

……（2項以下省略）

（改善命令）

第17条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合

においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

……（2項以下省略）